

食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルに関する前回調査会の主な論点

1 緊急事態における委員会の役割について

緊急事態における委員会の役割は、リスク評価とリスク管理機関の調整であって、委員会が平時からの情報収集による未然防止及び緊急時における初動対応等を行うとリスク管理に混乱が生じるのではないか。

委員会は第一次的な情報まで収集するのではなく、リスク管理機関がまとめた情報を受けるのが望ましいのではないか。

委員会が緊急事態において主体的にできること、委員会及びリスク管理機関の緊急事態における役割分担を明確化する必要があるのではないか。

委員会のリーダーシップ的な役割をより明確化すべきでないか。

2 危害要因（食中毒）の考え方について

食中毒の定義について、食品由来の感染症についても含めるべきではないか。

厚生労働省の感染症課等との連携についても検討する必要があるのではないか。

3 マニュアル全体について

平時の対応よりも緊急時の対応の項目を前に記載すべきではないか。

4 その他

専門委員が行う独自の情報収集とは、新たな義務を専門委員に課すものなのか？